

介護サービス情報の活用と改善のための事業の委員会 理事会報告

1. 第 1 回プロジェクト会議

開催日時： 平成 22 年 4 月 24 日 18:30～20:50 千葉県社会福祉士会事務局内

参加者： 五十嵐 荻野（会員外） 北 和田

内容：

①助成金交付要望書内容確認

②アンケートの内容について

職員アンケートを追加する。

公表センターから入手した累積されているデータについて、調査項目に○が付いている比率、業種、規模（職員数か利用者数）毎、法人体系、規模、職員の数で集計させるなど、集計方法について意見交換。

調査項目の○が少ない項目、多い項目について、ある程度の集計した数字をみて掘り下げ、バージョンアップ提言できる項目を探す。

③確認事項

本事業銀行口座開設についての確認・・・五十嵐

公表事業自体が事業仕訳対象になるかどうかを確認する・・・北

アンケート内容素案作成・・・荻野

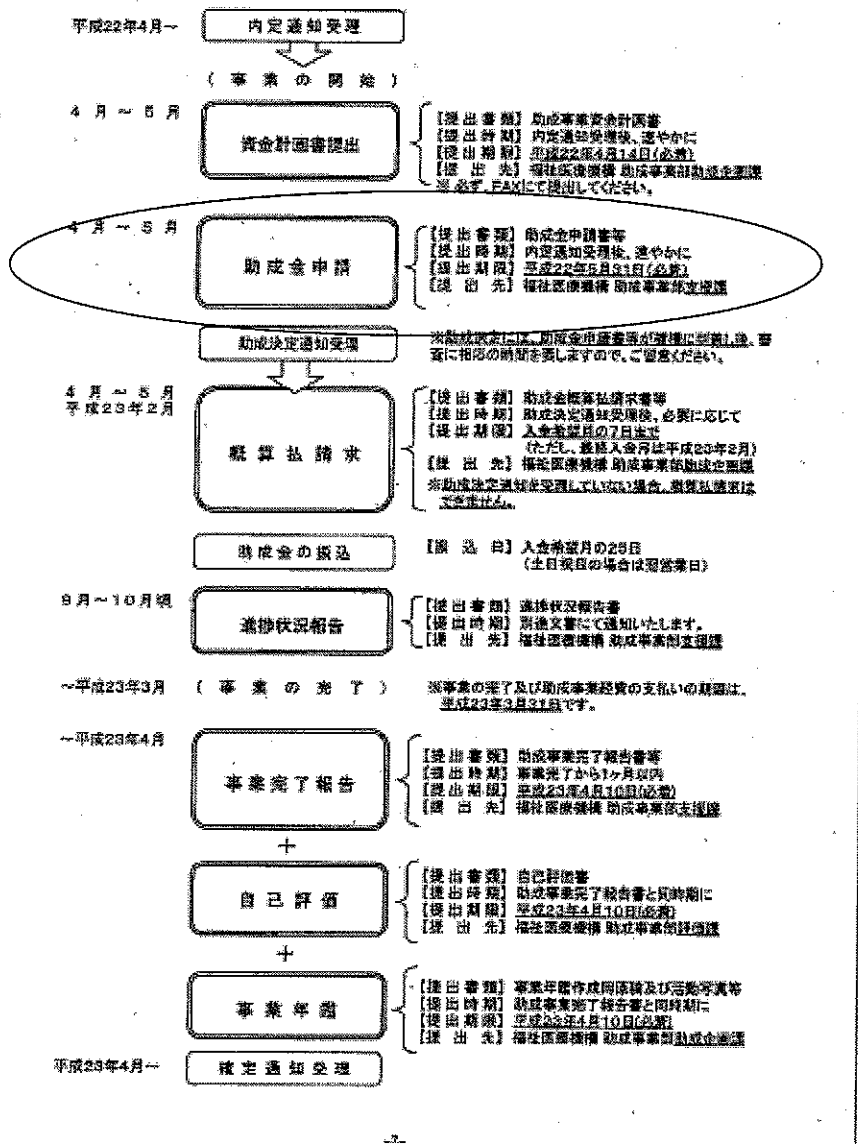
WAMへの申請書類準備・送付段取り・・・和田

④次回

第二回委員会開催予定 平成 22 年 6 月 5 日 18:30～

2. 対WAM事務手続き

5月19日、助成金申請書を事務局より提出



## ばあとなあ千葉理事会報告

### 1, 不祥事面接について

4月20日～5月31日にかけて実施  
別紙参照

### 2 成年後見人支部委託研修募集結果

26名のうち1名キャンセルあり現在25名。

茨城県・昨年度受講に漏れた方などに声をかけている。

課題として、準会員としての1年間は会員としての期間とみなすのかということが上がっている。

※運営委員会が5月27日のため報告は次回理事会か口頭になります。

登録員面接実施結果

月日	4月29日	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月8日	5月9日	5月11日	5月13日	5月15日	5月16日	5月18日	5月20日	5月22日	5月23日	5月25日	5月27日	
時間\面接員	三橋 1 緒田 2 塚越 2	高橋 1 野田 2 " 1 山崎 2 岸 5 " 1	鈴木 勝英 1 川崎 2 白井 1 片野 4 " 1 宇佐見 1	鈴木 勝英 1 小田 2 斎藤 茂雄 1 和野 3 " 1 小川 見二 1	赤田 1 市澤 2 安達 1 加瀬 1 中山 1 " 1	山崎 1 赤田 1 市澤 1 安達 2 加瀬 1 中山 1 " 1	岸(山崎) 1 赤田 1 市澤 1 安達 2 加瀬 1 中山 1 " 1	鈴木 勝英 1 小田 2 斎藤 茂雄 1 和野 3 " 1 小川 見二 1	鈴木 勝英 1 小田 2 斎藤 茂雄 1 和野 3 " 1 小川 見二 1	鈴木 勝英 1 小田 2 斎藤 茂雄 1 和野 3 " 1 小川 見二 1	鈴木 勝英 1 小田 2 斎藤 茂雄 1 和野 3 " 1 小川 見二 1	鈴木 勝英 1 小田 2 斎藤 茂雄 1 和野 3 " 1 小川 見二 1	鈴木 勝英 1 小田 2 斎藤 茂雄 1 和野 3 " 1 小川 見二 1	鈴木 勝英 1 小田 2 斎藤 茂雄 1 和野 3 " 1 小川 見二 1	鈴木 勝英 1 小田 2 斎藤 茂雄 1 和野 3 " 1 小川 見二 1	鈴木 勝英 1 小田 2 斎藤 茂雄 1 和野 3 " 1 小川 見二 1	鈴木 勝英 1 小田 2 斎藤 茂雄 1 和野 3 " 1 小川 見二 1	鈴木 勝英 1 小田 2 斎藤 茂雄 1 和野 3 " 1 小川 見二 1	鈴木 勝英 1 小田 2 斎藤 茂雄 1 和野 3 " 1 小川 見二 1	鈴木 勝英 1 小田 2 斎藤 茂雄 1 和野 3 " 1 小川 見二 1
合計	10人 28件	4人 10件	0人 0件	4人 8件	4人 9件	3人 3件	4人 5件	5人 8件	7人 28件	6人 19件	2人 12件	10人 15件	3人 16件	5人 34件	2人 5件	4人 39件	3人 5件	4人 6件	4人 11件	

伊達政則5/10 17:00~(3)  
矢島陽一5/10 17:30~  
鈴木勝英5/10 20:00~(4)

4月20日当夜:大藤(9)滑川(2)吉田(2)

電話: 5月13日14時~  
電話: 法人後見  
電話: 小川裕二(17件)(退会)

実施人数 91人  
実施ケース293件(電話17件)

【事務局報告】

○ 後援

- ・ 第 10 回全国障害者スポーツ大会「ゆめ半島千葉大会」 10月23日～25日
- ・ 千葉県介護支援専門員協議会 第 47 回研修会 7月10日
- ・ 千葉県公的扶助研究会 第 17 回千葉県社会福祉セミナー 7月14日
- ・ リレーフォーライフ千葉実行委員会 リレーフォーライフ千葉 2010 9月18日

○ 来賓依頼

- ・ 千葉県介護福祉士会記念式典 5月23日 林副会長
- ・ 千葉県医療社会事業協会 50周年記念大会 6月5日 山崎会長

○ 講師派遣

- ・ 在宅介護支援センターけやき園「介護者教室」 5月15日 川島 隆太氏

○ 講師依頼

- ・ 千葉県高齢者虐待対応防止初任者研修 5月25日 千葉県弁護士会 齋木 昭宏氏、  
平野 香氏、沼里 季和氏

○ 本部

- ・ 本部事務局員研修 5月8日 峰島事務局員
- ・ 関東甲信越ブロック連絡協議会 6月19日

○ 県社協

- ・ 平成 22 年度第 1 回評議員会 5月31日 林副会長

○ その他

- ・ 習志野市社会福祉協議会 職員採用試験課題の作成・採点・小論文テーマ提案 神田 一彦氏
- ・ 千葉県社会福祉協議会 平成 22 年度第 1 回評議員会 5月31日 林副会長

\*\*\*\* 会員情報 \*\*\*\*

5月21日現在 正会員:1,118名 (新入会:15名、転入:4名、転出:5名、退会:2名、)

➤ 5月本部会員情報より

### 質 問 票

<p>質問事項</p>	<p>1. 本会実施事業の公益事業比率についての考え方 2. 監事の選任について 3. 資金運用および会計処理について</p>
<p>質問内容</p>	<p>1. について 公益法人認定を受ける場合、公益目的事業比率を 50%以上とすることが絶対条件となりますが、本会の実施事業はどこまで公益目的として認められるでしょうか。</p> <p>2. について 法人から税務・会計事務を委託している税理士もしくは会計士を監事とすることは可能でしょうか。</p> <p>3. について 本会の資産について現金を国債、県債等によって運用することは、投機的取引と見なされるでしょうか。 また、将来的な事務所移転が確実な場合に、その費用を保有しておくことは不可欠特定財産若しくは他の名目でも(旧来の特別会計のような扱いで)認められるでしょうか。</p>
<p>質問の背景</p>	<p>1. について 例を挙げると、会員に対する研修事業等については共益事業と見なされると聞いております。本会としては、会員の資質を向上し福祉制度利用者に適切な相談援助を行うことは会員個人の利益よりもむしろ県民福祉の向上、つまり不特定多数の利益に資すると考えておりますが公益認定委員会の考えを伺いたく存じます。 それが不可の場合、会員以外にも門戸を開き、但し会員と非会員に受講料差違を設ける研修は公益目的と認められるでしょうか。また、それが認められる場合非会員受講者を会員ではない社会福祉士資格保持者に限定することは可能でしょうか。</p> <p>2. について 現状の定款では本会正会員から監事を選任する事となっており、現在は極力会計に詳しい会員を選任し監事監査を受けています。より正確な監事監査を受けるために、会計監査人をおかない場合に、会計事務を委託し会事業を理解している会計士に監事監査を受けることは他法人においても見受けられますが、利益相反となり監事として不適当と判断されないか懸念しております。</p> <p>3. について 旧法による社団法人認定に際し、所管課からの指導では 1 千万円を超える正味財産を基本財産として保有することを求められておりました。本会では現時点でも正味財産</p>

	<p>合計としておよそ1.7 千万円を保有している。これについて、監事から国債や県債等の元本保証金融商品によって運用するよう意見が出されておりますが、投機性の低いものであれば運用が認められるでしょうか。</p> <p>また、現在の事務所は耐震性の問題から将来的に取り壊しが決定しており、事務所移転費用を確保しておく必要があります。移転時期も移転先も未定の中で見積もりも出ておりませんが、事務所の確保は公益事業の継続に不可欠であり、その財源として目的を定めて確保することを(有給財産とせず)認めていただきたく存じます。その精算方法についてもご教示いただけますと幸いです。</p>
参 考 (法令等)	<p>認定法 ガイドライン ※本会規程類、事業計画および予算、事業結果(報告)および決算は当日お持ちします。事前提出が必要であればご連絡願います。</p>
通信欄	

※ 太枠線内について記入願います。

#### 1. について

公益性の認定が変更され、公益認定審査会の判断になる。  
 申請書にて申請者が申告する。  
 不特定多数の利益に寄与するか否か。  
 審議会委員も特におかしいことをいう訳ではなく、一般市民基準での判断。  
 会員向けイコール共益事業ではない。事業自体の公益性および会員限定とする理由の説明が出来れば公益目的と認められることもある。

#### 2. について

当然避けるべき。別の会計士と契約し監事報酬として支払うべき。

#### 3. について

具体的な基準はなく、明確には回答できない。  
 公開市場を通じた取引で元本保証等リスク少なければ可とされている。  
 外国債は不適當。  
 移転費用については、具体的に法人の機関決定として支出計画を立て、用途や金額、支出日が限定されていれば、遊休財産から除く控除財産(特定事業準備資金)として計上出来る。支出計画の変更は可能。

#### 4. 会員からの還元金について

仕組み自体は公益認定にあたり不可ではない。  
 収入自体が公益目的事業からであれば、支出先を公益目的に限定。収益事業からであれば、余剰分の50%以上を公益目的に。

#### 5. 他の職能団体の動き

現在三団体が公益認定申請でその内一団体が事務系の職能団体。

## 議事 2 その他資料

会員からの公募としてよろしいか、また応募無かった場合は染野理事継続としてよろしいか協議を願います。

健支第309号

平成22年5月25日

(社) 千葉県社会福祉士会会長 様

千葉県健康福祉部長

(公印省略)

千葉県地域リハビリテーション協議会委員の委嘱について (依頼)

本県の地域リハビリテーション支援体制の推進につきましては、日ごろから格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記協議会委員について貴職から御推薦をいただき 染野 貴寛 様に委嘱しておりましたが、平成22年3月31日をもちまして任期満了となりました。

つきましては後任委員の御推薦をいただきたく、業務御多忙中誠に恐縮に存じますが、下記により平成22年6月11日(金)までに御回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、委員は再任されることができるとなっていますので申し添えます。

また、女性委員の登用に努めることとしているところですので、御配意願います。

### 記

- 1 提出書類 別紙「委員推薦書」「委員承諾書」「経歴書」
- 2 委嘱期間 委嘱の日から2年間
- 3 開催状況 年2回程度
- 4 委員報酬 1回につき13,000円
- 5 根拠規程 別紙「千葉県地域リハビリテーション協議会設置要綱」第3条
- 6 前任委員 別紙「協議会委員名簿」のとおり

### (担当)

千葉県健康福祉部健康づくり支援課  
食と健康・がん対策室

健康生活班 永坂・佐藤

TEL 043 (223) 2482

FAX 043 (225) 0322

E-MAIL rehal@mz.pref.chiba.lg.jp



## 千葉県地域リハビリテーション協議会設置要綱

### (設置及び目的)

第1条 生活の基盤である「在宅」及び「地域社会」において、寝たきりとなることを防止するために、成人（高齢者を含む）が、住み慣れた地域において、生き生きとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーションの適切かつ円滑な推進を目的として、「千葉県地域リハビリテーション協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 1 地域リハビリテーション連携指針の検討に関すること。
- 2 千葉県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整及び協議に関すること。
- 3 地域におけるリハビリテーション支援体制に関する事項
- 4 その他、地域リハビリテーションの推進に関し必要な事項

### (組 織)

- 第3条 協議会は、委員20名以内をもって構成し、委員は、学識経験者、保健・医療・福祉等関係団体の代表及び関係行政機関代表等から委嘱又は任命する。
- 2 協議会に会長及び副会長各一人を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
  - 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
  - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - 5 協議会は、必要に応じて、地域でのリハビリテーション利用者等の代表から意見を聴くことができる。
  - 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求めることができる。

### (委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

### (会 議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (検討委員会)

第6条 協議会に、次の検討委員会を置くことができる。

- (1) 地域リハビリテーション検討委員会
- (2) その他協議会が必要と認める検討委員会

- 2 検討委員会の委員は、9名以内とし、会長が指名した者とする。
- 3 検討委員会には、委員の互選により座長を置き、座長は検討委員会の会務を総理する。

#### (事務局)

第7条 協議会・検討委員会の事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

#### 付 則

この要綱は平成13年3月30日から施行する。

この要綱は平成15年7月1日から施行する。

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

# 千葉県地域リハビリテーション協議会委員名簿

(五十音順)

平成20年4月1日～22年3月31日

役職	氏名	役職名	備考
委員	あらい たいすけ 荒井 泰助	医療法人社団心和会副理事長	医療機関代表
委員	うの そのこ 宇野 園子	千葉県言語聴覚士会会長	千葉県言語聴覚士会代表
委員	おおつか たけし 大塚 剛	千葉県介護支援専門員協議会理事	千葉県介護支援専門員協議会代表
委員	こさか しげき 小坂 重樹	千葉県地域包括・在宅介護支援センター協会会員	福祉関係代表
委員	しらいし はるかず 白石 治和	鋸南町長	千葉県町村会代表
委員	そめの たかひろ 染野 貴寛	(社)社会福祉士会会員	(社)千葉県社会福祉士会代表
委員	たなむら ひろし 田那村 宏	(社)千葉県医師会副会長	(社)千葉県医師会代表
委員	はせがわ よしよ 長谷川 芳代	千葉県訪問看護ステーション連絡協議会副会長	千葉県訪問看護ステーション代表
委員	ひろの さとみ 廣野 里美	千葉県市町村保健活動連絡協議会理事	保健関係代表
委員	ひらやま としお 平山 登志夫	千葉県老人保健施設協議会会長	千葉県老人保健施設協議会代表
委員	ほそやま のぶゆき 細山 信行	千葉県作業療法士会理事	千葉県作業療法士会代表
委員	みぞぐち まりこ 溝口 万里子	(社)千葉県歯科医師会理事	(社)千葉県歯科医師会代表
委員	むらた あつし 村田 淳	千葉大学附属病院准教授	学識経験者代表
委員	やりた かずみ 鎗田 和美	海匠健康福祉センター長	保健所長会代表
委員	よしい よしみ 吉井 芳美	社団法人千葉県看護協会会員	(社)千葉県看護協会代表
委員	よしだ ひさお 吉田 久雄	千葉県理学療法士会会長	千葉県理学療法士会代表
委員	よしなが かつのり 吉永 勝訓	千葉リハビリテーションセンター長	学識経験者代表
委員	わらび かずお 蕨 和雄	佐倉市長	千葉県市長会代表

(社) 日本社会福祉士会 第18回通常総会 報告

- 1 日 時 2010年3月20日 13:30~16:25
- 2 場 所 東京都中央区日本橋茅場町 鉄鋼会館 8階801号室
- 3 千葉県支部 参加者 神山代議員、須田代議員、篠田代議員、  
委任状 鳥羽田代議員 欠席 出羽代議員
- 4 議長等の選任  
議長の選任（静岡県支部・岐阜県支部）及び  
議事録署名人の選任（滋賀県支部・愛知県支部）後  
議長の進行で総会が開催された。
- 5 定足数  
出席者 109人、委任状提出者 35人、合計 144人（欠席者6人）  
定款29条に基づき1/2以上の出席をもって総会は成立している。
- 6 山村会長挨拶  
本年から社会福祉士の合格発表が3月15日となり、会の入会案内を同封して  
もらうこととなった。社養協等とも連携し、入会を促す方法を検討している。  
本年3月には、全支部が法人化となった。
  - ・金川理事からの挨拶あり  
本年1月末にて、地元の仕事が多くなったため、常務理事を退任し、理事として  
任期はあるので今後、引続き法人問題を担当することとなる。
  - ・補足資料等、配付された。
- 7 議案審議
  - ① 第1号議案 2010年度事業計画案、  
第2号議案 2010年度収支予算案
    - ・執行部から各議案が説明（P1~P16）され、補足資料も参考に審議された。
    - ・質問者（6人）からは、1ブロック活動の位置付、2事務局の統制、3代議員  
の位置付・旅費、4業務委託費、5支部事務局員研修、6児童福祉系の計画、  
7専門社会福祉士の認定制度、等についての質問や意見があった。
    - ・岐阜県支部からは、公開質問状を事前に提出し、回答書が公表された。
    - ・質問に対する回答としては、
      - 1ブロック会議でも検討してもらう。→ 時間がなく、開催できなかった。
      - 2常務理事欠員のため、会長が決裁している。
      - 3旅費の計算について検討を要する。原則的に個人負担なしである。本部支部  
の折半等との説明内容もあった。悪天候・キャンセル等、検討する。
      - 4派遣職員分を本年から「業務委託費」として計上した。

→意見として、人事考課して、業務の質と量を考慮し、精査されるまで凍結してほしい。

5 支部からの希望も多かったものであり、会計処理・法人化に向けた内容・支部事務局員のネットワークづくりとして、開催したい。

6 児童福祉についても総合的に組織編成等を、前向きに考えている。

7 第3号議案における説明とする。

8 支部研修を本部に送付すれば、公表されるのか？

→ホームページのリニューアルを検討している最中である。

・採決 各議案、賛成2/3以上で採決された。

## ② 第3号議案 生涯研修制度基本規則改正案

・執行部から議案が説明(P17～P28)され、補足資料も参考に審議された。

・質問者(4人)からは、1 会員以外の認定について、2 今までの研修内容との整合性、3 支部長が支部生涯研修センター長、4 支部での生涯研修委員会、等の質問や意見があった。

・質問に対する回答としては、

1 会員以外の認定もありうる。各種研修会を認定研修会とする方向である。

2 認定に伴う経過措置を明確に検討している。

3 支部長会議で説明していく。

4 支部として推進してほしい。

5 会は会員を支援することを前面に提示してほしい。

「認定・認証」等、上からの目線になっている。

→職能団体にそれぞれの考え方があがる。

・採決 賛成多数で採決された。

## ③ 第4号議案 会員の処分に関する件

・当議案の資料は当日配付され、議案説明後審議し、審議後回収された。

・傍聴者は会場外へ退室、綱紀委員と提案支部の代議員は傍聴席へ移動、

### ◎苦情案件 2009-10

(申立人：神奈川県支部、被申立人：〇〇)

1 会員〇〇(会員番号〇〇) 本会定款第12条に基づき本会から「除名」する。

2 厚生労働大臣あて「資格取消」の意見具申をする。

・弁明の申し出なし→出席代議員にて決議

・質問者(2人)からは、1 「ばあとなあ」への報告書での確認について、

2 マスコミ対応について 等についての質問や意見があった。

・質問に対する回答としては、

1 現在の「ばあとなあ」の報告書では確認できないため、報告書の内容を検討中である。

2本件は、12月28日に公表されている。

決議の事実を3月23日に公表する予定である。

処分者の氏名等を伏せて厚生労働省の記者クラブへ本部担当からの手渡しとする。その際、会長のおわび文及び会長とばあとなあ委員長の連名による緊急対応文も手渡し。会のホームページにアップする。

・決議 賛成105人、反対0人、棄権0人、→承認された。

#### ◎苦情案件 2009-9

(申立人：東京都支部、関係者：神奈川県支部、被申立人：〇〇)

1 会員〇〇(会員番号〇〇) 本会定款第12条に基づき本会から「除名」する。

2 厚生労働大臣あて「資格取消」の意見具申をする。

・本件は被申立人との連絡が一切取れない状況である。

・質問者(4人)からは、1被申立人の病名について、2被後見人の家族への被害補填について、3厚生労働省への打診について、4法についての記載、等の質問や意見があった。

・質問に対する回答としては、

1 綱紀委員会では、うつ病と聞いているが確認が取れていない。

2 基金が400万円あるが、1件につき上限が200万円となっている。

3 厚生労働省への打診についての記載は、綱紀委員会で判断をしたとの記載である。

4 法についての記載がないが、前のケースと異なる内容のためである。

・決議 賛成96人、反対1人、棄権1人、→承認された。

・確認として、代議員も3月23日以降に会員に伝えてもよいか。→OK

・被申立人が本通知を受取った旨の確認について→「配達記録」で送付する。

#### ④ 報告

第1号報告 中間事業計画について

第2号報告 「専門社会福祉士認定制度(仮称)」について

第3号報告 「独立型社会福祉士の認証システム」の延期について

第4号報告 不祥事に伴う緊急対応について

第5号報告 その他

(1) 都道府県社会福祉士会の社団法人格の取得状況

(2) 新公益法人制度への対応(報告とお願い)

(3) 第18回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会秋田大会準備状況

(4) 第19回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会京都大会準備状況

(5) 2010年度「社会福祉士実習指導者講習会」の開催日程について

(6) 2011年度IFSWアジア・太平洋会議日本主催について

(7) 2010年度ソーシャルワーカーデーへの協力依頼

- ・ 執行部から、それぞれ説明があった。(5)～(7)は各自で読むこと。

(2) 支部長会議でも説明するが、一般社団及び連合体方式なら大丈夫だが、公益法人として認定してもらうためには、現在の本部会員＝支部会員との内容、及び法人会計処理の年会費支部配付金等がネックになる。

公益法人認定については、凍結である。「支部」との扱いは法人の内容が決定するまで、今までどおりでお願いしたい。

#### 8 議長団解散

- ・ 審議終了し、議長団、解散した。

#### 9 閉会